

プログラムを実施していくために、包括的な国際環境協力の枠組みの構築やそれに基づく取組の実施状況をモニタリングする体制の整備に向けた取組を進めるべきである。当面は、北東アジア地域・東アジア地域の政策対話の場を活用して次のような取組を行い、それらを踏まえた上で、東アジア国際環境協力の枠組み構築に結び付けることが重要である。

- ・ 北東アジアにおいて、既に NEASPEC や TEMM を通じて意見交換がなされていること、黄砂・酸性雨及び残留性有機化学物質等地域の環境問題について地域各國間の協力が進展しつつあること等を踏まえ、ASEAN のような包括的な環境協力に係る枠組みづくりを目指して各国との意見交換を行い検討を進めること(その際、今後の北東アジアでの自由貿易協定の進展も見据えること)
- ・ 我が国政府及び産業団体、NGO/NPO、企業等における、日本 ASEAN 東京宣言に基づく東アジア共同体の創設に向けた動きに注目しつつ、適切な時期に環境分野の枠組みづくりに向けた準備を開始できるよう、上記の北東アジアでの取組も踏まえて、東アジアにおける環境協力の枠組みに関する検討を進めること

(環境に関する共通ルールの検討)

地域全体の環境管理の仕組みの構築を進めていくために、水や大気分野における環境目標の在り方や有害物質・廃棄物や再生資源等の広域流通に係るルールの検討などを積極的に進めていく必要がある。これは、貿易や投資に伴う経済活動が緊密化する中で、いわゆる環境ダンピングのない公平な市場を確保する上で、また、わが国企業が有する省エネ技術を含む環境技術の国際的な普及を促進する上でも、重要である。

コメント：意見整理番号26

削除：貿易や投資にともなう経済活動が緊密化する中で、公平な市場を確保し、わが国企業が有する環境技術の国際的な普及を促進するとともに、

イ. 環境管理計画の策定と計画の実施

将来的には、東アジアにおける環境協力の枠組みを基礎として、UNEP や ESCAP 等とも連携しながら、関係各国が共同で可能な分野から段階的に東アジア環境管理計画を策定し、共通の目標、必要なアクション、関係者の役割を明確化していくことが望ましい。

東アジア環境管理計画の実施に当たっては、次のような取組も必要である。

削除：あたって

- ・ 東アジア環境管理計画における目標の達成状況を把握できるようなモニタリングを実施するため、環境モニタリングの適切な指標の選定、モニタリング結果の報告・分析の体制整備を行うとともに、モニタリング結果に基づく予防的措置の立案実施につながるような仕組み(早期警戒(early warning)システム)を構築すること
- ・ 東アジア環境管理計画、地域・準地域の環境保全計画や分野別の計画の実効性を担保するため、関係国がその実施に関して責任をもち、その実施状況を相互に検証するなどの点検・評価メカニズムの構築に向けて関係国と協議を進めが必要で

ある。その際には、OECD 諸国で実施しているような各国の環境政策レビューのように、東アジア各国の専門家が協力して、点検・評価を行うことが考えられる。

3. 我が国の多様な主体による国際環境協力

3-1 主体間の連携

地球環境保全と持続可能な開発の実現に向けて、政府、政府系機関、国際機関、地方公共団体、NGO/NPO、企業、学術研究機関等、多様な主体が、それぞれの持つ特性、経験や知識を十分に活かしながら連携することが必要である。このため、多様な主体が互いを尊重しつつ意見や情報交換を進め、連携方法を探求し、連携の機会を拡大し、連携の効果を再生産していく、次のような場の設置等を検討する。

- ・ アジア太平洋地域における主体間の連携を促進するための場として、APFED で提言されたマルチ・ステークホルダー・フォーラム等を発展させていくこと
- ・ 我が国の政府機関・地方公共団体・NGO/NPO・企業・学術研究機関などが、テーマや国ごとに取組支援のための仕組みについて検討する対話の場や、情報交換の場を設置すること
- ・ 各主体が連携・協力して行う取組の促進を図ること

3-2 地方公共団体による国際環境協力

(東アジア各国の地方公共団体との協力関係の構築)

地方公共団体においては、東アジア各国の地方公共団体との協力関係を構築するために、次のような取組を行うことが望まれる。

- ・ 環境関連法の執行、地域の環境管理計画の作成実施に経験とノウハウを有する我が国の地方公共団体による、東アジア各国からの研修生の受け入れや開発途上国への人材派遣を通じた技術協力の推進
- ・ モデル的な地方公共団体間の協力プロジェクトを、ODA を活用しながら進め、日本と東アジア各国の地方公共団体間の交流と協力のケースを増やすこと
- ・ 北九州イニシアティブネットワークを強化するとともに、地方公共団体間の世界的な協力ネットワークを構築して、研修員の受け入れや環境プロジェクトの実施などを積極的に進めること
- ・ 市民、NGO/NPO、企業、大学など地域の多様な主体の連携による国際環境協力をコーディネートすること

3-3 NGO/NPO による国際環境協力

我が国の NGO/NPO においては、次のような取組が期待される。

削除：ための場が必要である。

コメント：意見整理番号28

削除：このような

書式変更：箇条書きと段落番号

削除：が期待される。また、

削除：国内においても、国際環境協力に携わる多様な主体

削除：連携して取組を進めていくため

削除：情報交換や

削除：を

書式変更：箇条書きと段落番号

削除：強化することが必要である。

削除：

(世界的な枠組みづくりや地域の環境管理の仕組み構築に向けた積極的な政策提言の実施)

国際環境条約や環境関連の国際会議に積極的に参加してプレゼンスと発言力を高め、世界的な枠組みづくりや地域の環境管理の仕組みの構築に向けた政策提言、他国のNGO/NPOとの協働などを積極的に行う能力を獲得し發揮することが望まれる。

(東アジア各国の環境意識の向上と環境改善活動への協力)

東アジア各国の環境意識の向上や身近な環境改善活動への協力において、我が国のNGO/NPOは現地との交流を深め、どのような協力が大事であるかを学びつつ、次のような取組が望まれる。

- ・ 社会の環境意識の向上やコミュニティにおける環境管理能力の強化のための環境教育や環境改善プロジェクトの実施
- ・ 東アジア各国のNGO/NPOとの交流を深め、協力関係を構築すること
- ・ アジア太平洋地域のNGO/NPOのネットワーク活動にも積極的に関わること
- ・ 我が国の若者が国際環境協力に対する理解を深め、協力活動に参加する機会を提供するプログラム(例えば勉強会やスタディツアーや開催、現地でのインターンシップなどが考えられる)を実施すること

コメント：意見整理番号31

3-4 企業による国際環境協力

(企業活動を通じた協力)

我が国の企業には、自らの事業活動を通じて、次のような取組が望まれる。

- ・ 企業における環境対策や環境管理に関する情報を公開すること
- ・ 日本の産業団体と相手国の産業団体との企業における環境管理に関する意見交換や交流を積極的に進めること
- ・ 企業の社会的責任の推進のための国際的な取組に積極的に登録・参加すること

(貿易における環境配慮の実施)

我が国の企業による貿易において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。

- ・ 持続可能性に配慮して生産された物品の輸入を促進すること
- ・ 特に、持続可能な方法で生産された一次產品・製品の輸入を推進するため、例えば、持続可能な方法で生産されたことを消費者に伝達するマーク等の利用を促進すること
- ・ 製品や廃製品の輸出入に際しては、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理

削除：した

削除：実施

について十分考慮すること

(金融における環境配慮の実施)

我が国の金融機関・企業による投融資において、社会的責任投資(SRI)の視点を持って次のような環境配慮を実施することが望まれる。

- ・ 海外のプロジェクトに対する融資、海外法人等に対する投資における環境・社会配慮の任意基準・スクリーニングの導入やその適用の結果について情報を公開すること
- ・ 東アジア各国の企業に投資する社会的責任投資ファンドを設定し、個人投資家・機関投資家のSRIに対する関心を呼び起こし、投資を促すこと
- ・ 東アジア各国における持続可能な開発のためのプロジェクトに対する企業や個人の投資を募るような仕組みをつくること

(東アジア各国の環境管理能力向上に向けた協力)

我が国の企業は、国内外の事業運営において、直接的・間接的に進出先の環境管理能力の向上に協力していくことが望まれる。例えば、次のような協力が考えられる。

- ・ 進出先でのサプライチェーンを通じ、現地企業の環境管理能力の向上に貢献すること
- ・ 進出先での事業運営、原材料・製品の輸出入や開発途上国のプロジェクトへの融資における環境配慮の実施
- ・ 我が国企業の有する環境技術や製品の普及を通した環境管理の基盤づくり
- ・ 外部委託によるモニタリングや廃棄物処理等を通した進出国での環境産業の育成

(事業運営における環境配慮の実施)

我が国企業の進出先における事業運営において、次のような環境配慮を行うことが期待される。

- ・ 進出先の国の規制水準に留まらず、技術的に対応可能な最高水準の対策を率先して実施すること
- ・ 進出先の国で環境アセスメントが求められない場合でも、率先して環境アセスメントを実施すること
- ・ サプライチェーン全体の環境負荷の削減を推進すること

3－5 学術研究機関による国際環境協力

国際開発や環境の分野に取り組んでいる大学や研究機関において、開発途上国の人

削除：取組

材・研究者の育成のため、留学生の積極的な受入れ、大学間の交流、研究者間の交流ネットワークを強化していくことが望まれる。また、2-2(2)及び(3)に掲げたような取組を通じて、地域や準地域の環境協力のニーズを踏まえた人材育成、共同研究等に積極的に取り組んでいくことが期待される。

削除：け

削除：取組

4. 国際環境協力実施体制の強化

我が国が、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた東アジアの環境管理の仕組みの改善に係る国際環境協力を効果的に推進するためには、それを可能とする人材や情報等の国内基盤、及び組織・体制の整備が不可欠であり、特に人材育成は、最大の力点をおいて取り組んでいかなければならない。このほか、国内基盤の強化として、国際環境協力を進める上でのノウハウ・情報の蓄積と整備、人材の効果的な活用を促進するための仕組みづくり、国際環境協力実施のための資金確保が必要である。一方、組織・体制の強化では、国際機関への我が國の人材の戦略的な派遣、国際環境協力の実施体制の強化が求められる。

削除：取組

4-1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化

（1）国際環境協力に有効な情報基盤の整備

国際環境協力に有効な情報について、次のように基盤を整備するとともに、国際環境協力に関するウェブサイト等を活用して多様な主体による情報を積極的に提供していく必要がある。

- ・国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報を整備し、入手しやすい形で提供すること(特に環境基礎情報・統計の整備や環境関連法体系に係る情報整備を進めるべきである)
- ・我が国の環境関連情報の英語等での発信力を高めていくこと
- ・国民の国際環境協力に対する支持と参加(特に若者の参加)の促進に役立つ情報を提供すること
- ・我が国の地方公共団体・NGO/NPO・企業・大学等研究機関の有する情報をを集め積極的に活用できるようにすること(例えば、我が国の中企業が有する環境保全対策の経験や教訓などの情報が有用と考えられる)
- ・我が国の人々による国際環境協力の経験に基づく教訓を体系化すること

削除：次のような

削除：の

削除：ことが

コメント：意見整理番号28

削除：で

コメント：意見整理番号19

書式変更：箇条書きと段落番号

（2）新たな国際環境協力に不可欠な人的基盤の強化

ア. アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材の育成と活用

（計画的な人材の育成）

アジア太平洋地域の環境協力の枠組みづくりに向けた政策対話、共通の計画作成、国際機関との連携を行う人材の育成を計画的に進めるため、次のような取組について検

討するべきである。

- 特に若者に焦点をあて、青年海外協力隊、国際機関でのインターンシップなどからステップ・アップしていくキャリア・パスを確立すること
- 大学卒業生・大学院生が国際機関等の現場を体験する機会を増やすため、例えば、国際機関のインターンシップ制度を周知し、参加のための補助施策を導入すること
- AE 等派遣制度³⁰を活用した人材育成を実施すること(AE 等に対する環境意識の啓発を行うとともに、派遣中の機関における環境関連情報交換、環境協力専門家としてのキャリア・パス選択への働きかけを行うなど)
- 将来、国際機関の幹部職員となる見込みのある人材を若いうちに P2、P3 レベル³¹で派遣し、国際機関での経験を積めるようにすること
- 人材の育成に当たっては、現在研究中に使われている 21 世紀 COE (center of excellence) プログラム³²を積極的に活用すること

(人材育成プログラムの作成・実施)

人材の育成を進めるため、FASID や大学などの教育機関、在日国際機関、地方公共団体、企業、NGO/NPO 等の国際環境協力に携わる主体から構成される人材育成のためのタスクフォースを設置し、協力関係を構築するとともに、トレーニング・プログラムを開発する必要がある。例えば、次のような取組が考えられる。

- 在日国際機関の職員を講師として国際機関での仕事の進め方等に関する短期の研修を行い、その後、在日国際機関に研修参加者を実地訓練生として派遣すること
- 大学生・大学院生を関連省庁、研究機関、在日国際機関などへ研修生として派遣し、その経験を大学・大学院での単位として認定すること
- 修士・博士課程修了者を対象とした国連大学の環境コースへの日本人の参加を促進すること
- 在職者の PhD 取得支援システムを整備すること
- 国際機関邦人職員と国際機関への就職希望者との交流を実施すること

イ. 開発途上国での環境協力プロジェクトに従事する人材の育成

³⁰ 将来正規の国際公務員を志望する若手邦人のために、一定期間(原則2年)各国際機関で職員として勤務することにより、専門知識を深め、国際的業務の経験を積む機会を提供する制度。この制度により派遣される者は、機関により AE (Associate Expert)、JPO (Junior Professional Officer)、APO (Associate Professional Officer)又はトレーニーと称される(通常これを AE 等と総称)。外務省が実施。

³¹ 国連職員の職位をあらわすレベルで、若手に相当。P2 の受験資格は学士以上 32 歳以下、P3 の受験資格は修士以上 39 歳以下。

³² 我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るために、重点的な支援を行うプログラムで、平成 14 年度(2002 年度)から実施されている。

環境 ODA、地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動に従事する人材の育成を進めるため、次のような支援が必要と考えられる。

- ・ 環境関連の国際会議や開発途上国の現地調査の際に、国際環境協力に従事する意欲のある人材を派遣すること
- ・ 計画的に環境省若手職員が、開発途上国の現場を経験できるようにすること
- ・ NGO/NPO や企業の方が、国や地方公共団体での環境行政を経験できるようにすること
- ・ NGO/NPO の若者の環境教育の一環としてのボランティア体験学習、体験ツアーなどの取組を支援すること

ウ. 研究者の育成

開発途上国の環境管理や国際環境協力を直接の研究対象とする研究者を育成するため、国際的な共同研究に大学等の学術研究機関の参加・貢献を促進する必要がある。

エ. 人材活用の仕組みの整備

人材の育成に加えて、人材を活用する仕組みを整備していくことが重要であり、活躍の機会に関する情報提供など環境協力専門家データバンク運営のより一層の充実や、国際環境協力に携わる職員・社員の海外派遣に対する社会的評価を高め、奨励するようなインセンティブの導入、環境専門家として活躍できる定年退職した人材の再教育と派遣先の斡旋などを行う仕組みの形成についても検討することが必要である。³³

コメント：意見整理番号32

コメント：意見整理番号20

(3) 新たな国際環境協力の推進のための資金の確保・効果的活用

(国の関連予算等の拡充・戦略的な資金投入、国際機関の資金活用等)

国際環境協力を進めるための国内基盤整備及び体制強化のため、次のような取組を行う必要がある。

- ・ ODA をはじめとする国の関連予算の拡充と国際環境協力のための各種基金の充実を図るとともに、より戦略的な資金投入を行うこと
- ・ NGO/NPO や企業が実施する国際環境協力活動について、国際機関の有する資金

³³ 欧州復興開発銀行内に日本の主導で設置された Turn Around Management(TAM)環境プログラムの上うなスキームが参考になる。これは、日本の優れた省エネ省資源技術、環境管理のノウハウを有する企業出身のアドバイザーを派遣し、環境改善に特化した指導を行うものである。

を活用できるような支援を行うこと(既存 ODA 予算の効果的な活用)

↓
(多様な主体による国際環境協力を支援する資金の強化)

多様な主体による国際環境協力を支援する資金を強化するため、企業及び国民各層への働きかけや税制上の優遇措置の積極的活用等により、国際環境協力のための各種基金への寄付の促進を図る必要がある。

4-2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化

コメント：意見整理番号35

p55へ移動

削除：<#>また例えば世界銀行のカーボンファンドに対して企業が資金を供出するメリットが享受できるよう、炭素クレジット取得を円滑化する措置等を講じること

(1) 国際機関への人材の戦略的な派遣

(重要な国際機関への環境関連の人材の派遣及び就業機会の強化)

今後、特にアジア太平洋－東アジア地域の環境管理の仕組みの改善に我が国が積極的に関わっていくためには、重要な国際機関への人材派遣を次のようにしていくべきである。

- ・ アジア太平洋地域と関係の深い国際機関、特に、UNEP、UNDP、世界銀行、ADBなど戦略的に重要な国際機関に、政府関係者及び民間人を優先的に派遣すること
- ・ 邦人職員、特に環境関連専門家(コンサルタントを含む)の雇用を国際機関に働きかけること
- ・ 幹部職員にふさわしい人材が適切なポストにつくために、政治的外交的サポートを関係機関に働きかけること

(国際機関の邦人職員の支援)

国際機関の邦人職員を支援するため、次のような取組を行う必要がある。

- ・ 日本に帰国せざるを得ない場合の受入れ機関の斡旋や、現地での教育・医療・安全面でのサポートの実施を検討すること
- ・ 派遣元の機関において、出向期間中も昇進等の人事上の処遇を適切に行うこと

(2) 政府・関係機関の連携及び体制の強化

(政府レベルの関係機関の連携・調整、関係機関の機能強化)

政府レベルの関係機関の連携・調整を図るため、次のような取組を行う必要がある。

- ・ 関係省庁、JICA、JBIC 等の地球環境保全活動や ODA の関係機関間で環境 ODA の事業形成・実施に当たっての連携・調整を密にすること
- ・ また、特に東アジアの各国現地において大使館が中心となって、特定の支援地域

- や課題に焦点を当てて、JICAなどの機関、派遣されている専門家等が連携機能を強化すること
- 継続的に国際環境協力のノウハウの蓄積、人材育成、人材斡旋、人材をプールして派遣する組織を強化すること(例えば、JICA国際協力総合研修所、OECC、IGESなどにそのような機能を持たせるなど)

コメント：意見整理番号36

削除：との

(3) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化

開発途上国からの研修員の受入に関して、研修員のスクリーニングへの我が国の関与の強化、研修員のニーズを踏まえたカリキュラム作成など研修内容の充実、研修受入機関の能力強化や数の増大を図る必要がある。また、特に研修員の帰国後のフォローアップを強化する必要がある。さらに、開発途上国において、現地事情の把握、他の協力機関の動向に関する情報交換といった面で相手国の人材も活用して、我が国の国際環境協力活動をサポートする体制づくりを強化していくべきである。

(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動への支援

(地方公共団体における国際環境協力推進のための支援)

地方公共団体における国際環境協力推進を図るために、次のような取組が必要である。

- 積極的に国際環境協力に取り組んでいる地方公共団体に対するインセンティブを高める取組を検討すること
- 国際環境協力に関して地方公共団体が利用可能な助成・支援制度の情報の提供等を通じ、地方公共団体がそれらの制度を積極的に活用できるよう支援すること
- 積極的な取組を行っている地方公共団体、JICA、JBIC等の関係機関による協議の場を設置して、我が国の地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を活かした協力事業の形成、地方公共団体間の経験や情報の共有及び連携等を促進すること

コメント：意見整理番号28

削除：(政府機関・地方公共団体・NGO/NPO・企業の対話の場の設置)

我が国の地方公共団体・

NGO/NPO・企業も政府による国際環境協力実施パートナーとしての役割を担うことから、関係主体との対話の場を設置し、相互の連携を支援していく必要がある。

コメント：意見整理番号37

(NGO/NPO活動の強化のための戦略的な支援)

NGO/NPOによる国際環境協力推進のための体制強化を図るために、次のような支援を拡大していくことが必要である。

削除：が考えられる

- コミュニティ・レベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などその他有益な情報の提供、技術面をサポートする専門家の派遣、JICA草の根技術協

力事業の案件形成への支援などを行うこと

- 政策提言を行うシンクタンク的な役割が期待できる NGO/NPO については、政府機関からの調査の委託、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など政府機関との交流の促進、同じ分野の NGO/NPO とのネットワーク構築の働きかけなどを行うこと

(企業における国際環境協力推進のための支援)

我が国の環境技術の国際的な普及を推進するうえで、ODA 事業における直接的な普及効果は極めて限られており、本格的な普及のためには、技術を有する企業自身による継続的な取組が必要である。したがって、政府は、我が国の企業が環境技術を活用した事業を世界各国において持続的に実施できるよう、ODA や政策協議等を適切に活用して、関連する政策・制度の整備や相手国的能力構築等を支援していくことが必要である。具体的には次のような施策を実施していくことが重要である。

- 技術の知的所有権等の保護に関するルール化、環境面の国際的規格づくりに積極的に取り組むこと
- グリーン購入、エコラベルをはじめ、開発途上国においてそのような技術導入を促す政策立案や制度づくり、それらの環境技術の普及を促進するための人材の育成や体制の強化を ODA を活用して支援すること
- 二国間や地域レベルの環境政策対話や EPA 交渉等において環境技術の普及促進に資する方策(環境に関するルールの共通化や相互承認化など)の検討等を行うこと
- 企業等による京都メカニズム活用を促進するため、政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じ、開発途上国等における京都メカニズムに対する理解を深めるとともに、開発途上国等が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行うこと。また例えば世界銀行のカーボンファンドに対して企業が資金を供出するメリットが享受できるよう、炭素クレジット取得を円滑化する措置等を講じ、企業による資金面での協力を促進すること

書式変更：箇条書きと段落番号

コメント：意見整理番号35

p53からの移動

削除：<#>.

これに加えて、「3-4 企業による国際環境協力」に掲げたような企業の取組を促進するための意識啓発及び表彰などの社会的インセンティブの導入等を図っていくことが重要である。

おわりに 一 「国際環境協力戦略」の具体化に向けて

本報告書は、今後の10年を見据えて、国際環境協力のあり方を検討し、その結果を取りまとめたものであるが、経済、環境、社会的侧面で世界は刻々と変化していくことから、5年後を目処に国際環境協力をとりまく状況を整理しなおし、戦略の見直しを行うことが必要であると考えられる。また、本報告書に書かれた提言ができる限り具現化されるよう、環境省や関係機関のそれぞれ実施すべき役割に応じて人の配置と予算化を図っていくことが望まれる。